

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～3か月分の賃金不払いの疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和6年8月22日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

日本ロジスト株式会社ほか1名

（所在地：名古屋市守山区瀬古東 事業内容：一般貨物自動車運送業）

2. 被疑条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

最低賃金法第40条（罰則）

最低賃金法第42条（両罰規定）

3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者1名に対する令和5年12月分から令和6年2月分までの賃金を、各所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（223,272円）以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

（1）賃金不払における被害額

労働者1名に対する定期賃金の不払総額は、510,580円である。

（2）愛知県最低賃金

1時間1,027円（令和5年10月1日からの適用額）